通所介護サービス　重要事項説明書

令和８年５月現在

１．当デイサービスが提供するサービスについての相談窓口

電話　　０４７－４１０－１０８３（午前８：１５～午後５：３０まで）
　　０４７－４１０－０１１７（２４時間対応　朋松苑代表）
担当　　デイサービス主任　本多　弘憲（相談員）
＊サービスの内容や費用についてなど、ご不明な点はお尋ねください。

２．船橋市朋松苑デイサービスセンターの概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名　　称	船橋市朋松苑デイサービスセンター
所　在　地	船橋市西船２－２１－１２
介護保険事業者番号	１２７０９０１５２１
サービス提供地域	船橋市

（２）船橋市朋松苑デイサービスセンターの職員体制（介護予防通所介護と共用）

	資　　格	常勤	非常勤	業　務　内　容	合計
管理者	社会福祉主事任用	（１）		職員管理、指導、運営	１人
生活相談員	介護福祉士	（４）		相談業務	４人
看護・介護職員	看護職員 機能訓練指導員		３	健康観察等の看護業務　機能訓練業務	３人
	介護福祉士	６（４）	１	介護業務、送迎付添	７人
	初任者・実務者研修	２	３	介護業務、送迎付添	５人
	管理栄養士	（１）		栄養指導・食事相談	１人

＊（　）は兼務

（3）船橋市朋松苑デイサービスセンターの設備の概要（介護予防通所介護と共用）

利　用　定　員	１日４０人	静養室	１室
食堂・機能回復訓練室	１室	相談室	１室
一般浴室・特別浴室	各１室	送迎車	４台

（4）営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（１月１日から１月３日を除く）
営業時間	午前８：１５～午後５：３０
サービス提供時間	午前８：４５～午後５：００

３．サービス内容

①送迎　　リフト付き車両又はワゴン車等により送迎いたします。送迎時刻をお知らせいたしますが、道路状況等により多少前後いたしますのでご了承ください。

迎　え	午前８時００分　朋松苑発 午前９時４５分　〃　着
送　り	午後４時００分　朋松苑発 午後６時００分　〃　着

＊他の時間のご希望については家族送迎にてお願いいたします。

②食事　　歯の具合や健康状態によって主食はごはん・軟飯・全粥・ミキサー食、おかずは普通食・カット食・きざみ食・極ｷｻﾞﾐ食・ミキサー食をご用意いたします。季節ごとのメニューや月１回程度の行事食も取り入れています。

③入浴　　身体状況によって、特別浴・一般浴のいずれかをご利用いただけます。入浴希望の有無等ご相談ください。

④生活相談　　ご利用者やご家族からの生活や介護等についての相談を随時行います。

⑤生活機能の維持・向上

要介護状態の悪化の予防、軽減に資する取り組みを行います。

⑥口腔機能向上サービス

口腔機能の維持・向上を目指し、嚥下体操・口腔清掃等を行います。

⑦栄養アセスメント

利用者様の低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握し、栄養食事相談等を行います。

４．料金

（１）利用料金

別紙「通所介護利用料金表」をご覧ください。

（２）キャンセル料

事前の連絡がないままお休みされた場合は、キャンセル料として昼食代（¥610）を徴収致します。事前に連絡をいただいた場合はキャンセル料の徴収はありません。

（３）費用の支払い方法

毎月末日までに前月分の請求書を送付いたします。お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としのいずれかになります。口座自動引き落との場合は翌々月 4 日を引落し日とし、申込みから約１ヶ月の準備期間を要します。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

当デイサービスを利用するには、居宅サービス計画（ケアプラン）に当サービスが計画されている必要があります。ご利用者の居宅サービス計画を担当する介護支援専門員にご相談ください。要介護１～５の認定の方がご利用いただけます。契約によりサービスを開始します。

＊送迎や通所介護の利用に耐えかねる心身状況や健康状態である場合、定員に余裕がない場合等でご利用できないこともありますのであらかじめご了承ください。

（２）契約の解約・終了について

①ご利用者のご都合で契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

②当デイサービスの都合で契約を終了する場合

人員不足、サービスの縮小等やむを得ない事情により契約を終了させていただく場合がございます。その場合は終了する日の３０日前までに文書で通知すると共に、他の事業者を紹介する等の便宜をはかります。

③自動終了

次の場合は、双方の申し出や通知がなくても自動的に契約終了いたします。

・ご利用者が介護保険施設に入所・入院した場合

・要介護認定で非該当（自立）又は要支援状態と認定された場合
・ご利用者が死亡された場合
・利用者が運営規定に定めるサービス提供地域外に転居した場合。

④次の事由に該当する場合

〇事業者は利用者、その他家族等に対し改善を希望する旨の申し入れを行い、それにもかかわらず改善の見込みがなく、結果として利用者に適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、３０日前に利用者またはその家族に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
ただし、やむを得ない事由が認められるときは、直ちに解約することができます。

〇ご利用者がサービス利用料金の支払いを６ケ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず３０日以内に支払われない場合。

〇利用者、またはその家族等が、事業者やサービス従業者その他関係者に対して社会通念上相当な範囲を超え、労働環境が害されると認められる次の行為を行ったとき。

ア　暴言、暴力、威圧的な言動
イ　過度または不当な要求
ウ　長時間の拘束
エ　性的な言動や行為
オ　その他従業員の就業環境を著しく害する行為

〇利用者、またはその家族等が、事業者や従業員、もしくは他の利用者その他関係者の生命、身体、財産もしくは信用を傷つける恐れがあり、かつ事業者が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき。

〇利用者の家族等が、利用者のサービス利用に関する事業者の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業者の運営を著しく阻害する行為が認められるとき。

〇自然災害その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。

⑤その他

当デイサービスが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当デイサービスが破産した場合等、ご利用者は文書で通知することによって、即座に契約を解約することができます。

その他、長期入院等で３ヶ月以上のご利用がない場合（見込まれる場合も含む）も契約の継続についてご相談させていただく場合がございます。

６．当デイサービスの特徴等

（１）運営の方針

① 船橋市朋松苑デイサービスセンターの職員は、可能な限りご利用者が居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように努めます。

② 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

③ サービスの実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービス提供に努めます。

④ 身体拘束の禁止への取り組みとして、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束と利用者の行動を制限する行為を行いません。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊張やむを得ない理由を記録します。

⑤ 虐待防止への取り組みとして、まず虐待防止の為の指針を整備し、虐待防止の基本的な考え方、事業所内の組織、研修に関する基本方針、を明確にします。従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施しこれらの措置を適切に実施するための担当者を配置します。

⑥ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。

（２）サービス利用にあたっての留意事項

①送迎時間の連絡

契約時に送迎車の到着時間をお知らせします。ただし、当日の送迎利用者数の状況や道路状況等により多少時間が前後いたしますのでご了承ください。大幅に変更となる場合は事前にご連絡の上、ご相談させていただきます。

②体調不良等によるサービスの中止・変更

体調不良等によりサービスを中止する場合は、朝８時までにご連絡ください。また、サービス利用中に具合が悪くなった場合はご家族に連絡の上、対応についてご相談させていただきます。ただし、緊急を要する場合は救急隊への連絡や近くの病院に受診するなど必要な対応をさせていただきます。その際の利用料金は滞在時間に応じて減額させていただきますが、昼食代（¥610）は徴収致します。

③災害、感染症のまん延等によるサービスの中止

地震、火災、大雪、台風などの災害や感染症のまん延等によりサービスを中止させていただく場合があります。その場合、できる限り速やかにご連絡いたします。

④利用時間の変更

通常のご利用時間は居宅サービス計画における時間となりますが、ご家族等の急な都合によりご利用時間を臨時に延長または短縮する場合、ご連絡い

ただければ当デイサービスの営業時間内において対応いたします。ただし、その場合の送迎につきましてはご家族にて対応していただきます。

⑤食事の取り消しについて

食事が不要な場合は利用日当日の午前８時までにご連絡下さい。それ以降は費用がかかりますのであらかじめご了承下さい。

７．緊急時の対応方法

ご利用中に容体の変化があった場合は利用を中止とし、契約書に記載された主治医や家族、居宅介護支援事業者、救急隊等へ連絡をいたします。

８．非常災害対策

別途定める「防災計画」により対応いたします。

【防火管理者　臼井　大輔】　　【管轄消防署　船橋北消防署】

当デイサービスの防火設備は次のとおりです。

・自動火災報知機　　・誘導灯　　・スプリンクラー　　・防火扉
・屋内消火栓　　・消火器　　・非常通報装置　　・ガス漏れ警報機

９．電磁的記録による書面の取扱いについて

（１）当デイサービスは、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。

（２）当デイサービスは、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法によることができます。

１０．サービス内容に関する相談や苦情

ご利用者やご家族が事業所その他の窓口に苦情を伝えることにより、不利益になることはございません。

（１）当デイサービスの相談担当窓口

担当部署	デイサービス	電　　話	０４７－４１０－１０８３
氏　　名	本多　弘憲	受付時間	営業日の午前８:１５～午後５：３０

●高齢者虐待防止担当者　施設長　山口　定之

●苦情解決の第三者委員　＊ご利用者と事業所の中立的な立場で解決にあたります。

宮崎　弘　　☎０４７－４８２－８４９８

小川　英明　　☎０４７－４３１－１４２１

（２）その他の窓口（事業所との話し合いで解決できない場合等にご利用ください）

●お住まいの市区町村介護保険担当窓口

船橋市介護保険課　　☎０４７－４３６－２３０２

●千葉県国民健康保険団体連合会　　☎０４３－２５４－７４２８

１１．福祉サービス第三者評価の実施状況

（１）実施状況　　有

（２）実施年月日　　令和５年１１月１日～令和６年２月２９日

（３）評価機関　　NPO 法人ヒューマン・ネットワーク

（４）評価結果の開示　　館内に掲示及び「WAM NET」のインターネットホームページにて公表。アドレス 「http://www.wam.go.jp/」

１２．当法人の概要

〔事業者の名称〕　社会福祉法人八千代美香会

〔代表者氏名〕　理事長　　綱島　照雄

〔法人所在地〕　千葉県八千代市村上６４１

〔法人電話〕　０４７－４８２－８６７０（当デイサービスではありません）

〔法人の行う事業〕

・介護老人福祉施設　４か所　・地域包括支援センター　３か所

・居宅介護支援事業所　６か所　・認知症対応型共同生活介護　２か所

・短期入所生活介護　５か所　・サービス付き高齢者向け住宅　１か所

・認可保育所　２か所　・認定こども園　１か所

事業者は、通所介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して利用案内に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

〔事業者〕　名　称　社会福祉法人八千代美香会

船橋市朋松苑デイサービスセンター

住　所　船橋市西船２－２１－１２

説明者　　㊞

私は、利用案内により、事業者から通所介護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

〔利用者〕氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

〔利用者代理人〕氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（利用者との関係・続柄）＿＿＿＿＿